

「モビットカード会員規約」および「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の変更について

「モビットカード会員規約」および「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」を以下のとおり変更いたします。

1. モビットカード会員規約

改定前	改定後	改定理由
<p>第3条（極度額および利用限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>極度額は、お客様が希望した借入極度額を上限とし、本規約にもとづく契約成立にあたりモビットが極度額としてお客様に告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。</li> <li>モビットは、お客様とのお取引状況に関するモビットの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。</li> <li>お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、モビットは、利用限度額を減額することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</li> <li>貸金業法その他の法令等にもとつき必要とされるとき。</li> <li>お客様とのお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めたとき。</li> </ul> </li> <li>前項に定める他、モビットが相当と認めた場合、モビットはあらたな借入を停止することができます。</li> <li>お客様のお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めた場合、モビットは、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。</li> <li>モビットは、お客様が満70歳に達したとき、あらたな借入を中止します。お客様は、以後、あらたな借入はできません。</li> </ol> <p>第7条（借入方法および借入場所等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>借入方法および借入場所は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>モビットと提携している会社の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）または現金自動出金機にて借入。</li> <li>モビットからの振込にて借入。</li> </ul> </li> <li>振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様が振込を受ける金融機関口座は、モビットにあらかじめ届出たお客様名義の口座とします。</li> <li>借入日は、お客様の金融機関口座への入金日にかかわらず、モビットが振込をした日とします。</li> </ul> </li> </ol> <p>第8条（利用明細書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。</li> <li>お客様が次のいずれかの方法にて借入れた場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>モビットからの振込にて借入れた場合。</li> <li>モビットと提携している会社のATM等であって、その場で利用明細書を交付できないものにて借入れた場合。</li> </ul> </li> <li>お客様がお客様の都合により、利用明細書の受取を拒否する場合、お客様は、あ</li> </ol>	<p>第3条（極度額および利用限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>極度額は、お客様が希望した借入極度額を上限とし、本規約にもとづく契約成立にあたりモビットが極度額としてお客様に告知した金額とし、契約内容確認書に記載します。</li> <li>モビットは、お客様とのお取引状況に関するモビットの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。</li> <li>お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、モビットは、利用限度額を減額することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</li> <li>(2)貸金業法その他の法令等にもとつき必要とされるとき。</li> <li>(3)お客様とのお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めたとき。</li> </ul> </li> <li>前項に定める他、モビットが相当と認めた場合、モビットはあらたな借入を停止することができます（お客様が第25条第6項各号に該当するときを含みます。）。</li> <li>お客様のお取引状況に関するモビットの審査により、モビットが相当と認めた場合、モビットは、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。</li> <li>モビットは、お客様が満70歳に達したとき、あらたな借入を中止します。お客様は、以後、あらたな借入はできません。</li> </ol> <p>第7条（借入方法および借入場所等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>借入方法および借入場所は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)モビットと提携している会社の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）または現金自動出金機にて借入。</li> <li>(2)モビットからの振込にて借入。</li> </ul> </li> <li>振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)お客様が振込を受ける金融機関口座は、モビットにあらかじめ届出たお客様名義の口座とします。</li> <li>(2)借入日は、お客様の金融機関口座への入金日にかかわらず、モビットが振込をした日とします。</li> </ul> </li> </ol> <p>第8条（利用明細書の交付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>モビットは、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。</li> <li>お客様が次のいずれかの方法にて借入れた場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)モビットからの振込にて借入れた場合。</li> <li>(2)モビットと提携している会社のATM等であって、その場で利用明細書を交付できないものにて借入れた場合。</li> </ul> </li> <li>お客様がお客様の都合により、利用明細書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビッ</li> </ol>	<p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・第25条第6項の新設に伴う変更</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p>

改定前	改定後	改定理由
<p>らかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を交付します。</p> <p>4. お客様に送付した利用明細書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を再交付します。</p> <p>5. 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。</p> <p>6. お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。なお、お客様が当該変更をするときの同意の方法は、モビットが相当と認める方法によるものとし、その内容をホームページ等で公表します。</p> <p>第 12 条（支払方法および支払場所等）</p> <p>1. 支払タイプが A T M 入金型の場合、支払方法および支払場所は、次のとおりとします。</p> <p>___モビットと提携している会社の A T M 等にて支払。 ___あらかじめ定められたモビット名義の金融機関口座に振込にて支払。 モビットと提携している会社の A T M 等については、モビットのホームページで公表しております。 <a href="http://www.mobit.ne.jp/">http://www.mobit.ne.jp/</a></p> <p>2. 支払タイプが口座振替型の場合、お客様は、あらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替にて支払います。</p> <p>3. 支払タイプが口座振替型の場合で、モビットが相当と認める事由があるとき、モビットは、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情によりモビットが相当と認めたとき、モビットは、口座振替を再開することができます。</p> <p>4. 支払タイプが口座振替型の場合で、次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、お客様は、支払タイプが A T M 入金型の場合の支払方法および支払場所により支払います。</p> <p>___口座振替ができなかったとき。（口座振替依頼の手続きがされていない場合を含みます。） ___モビットが口座振替を停止したとき。</p> <p>第 14 条（支払金の充当順位）</p> <p>1. 支払金の充当順位は、___費用および手数料、___未払利息、___遅延利息、___元本とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様の信用状態の悪化等、モビットが相当と認める事由が生じた場合、モビットは、お客様に通知することなく、モビットが相当と認める順位により支払金を充当することができます。</p> <p>第 17 条（領収書の交付）</p> <p>1. モビットは、モビットが支払を受けたときに領収書を交付します。</p> <p>2. お客様が次のいずれかの方法にて支払った場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に領収書を送付します。</p> <p>___あらかじめ定められたモビット名義の金融機関口座に振込にて支払った場合。 ___モビットにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替にて支払った場合。 ___モビットと提携している会社の A T M 等であって、その場で領収書を交付できないものにて支払った場合。</p> <p>3. お客様がお客様の都合により、領収書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、</p>	<p>トは、利用明細書を交付します。</p> <p>4. お客様に送付した利用明細書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、利用明細書を再交付します。</p> <p>5. 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。</p> <p>6. お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。なお、お客様が当該変更をするときの同意の方法は、モビットが相当と認める方法によるものとし、その内容をホームページ等で公表します。</p> <p>第 12 条（支払方法および支払場所等）</p> <p>1. 支払タイプが A T M 入金型の場合、支払方法および支払場所は、次のとおりとします。</p> <p>(1)モビットと提携している会社の A T M 等にて支払。 (2)あらかじめ定められたモビット名義の金融機関口座に振込にて支払。 モビットと提携している会社の A T M 等については、モビットのホームページで公表しております。 <a href="http://www.mobit.ne.jp/">http://www.mobit.ne.jp/</a></p> <p>2. 支払タイプが口座振替型の場合、お客様は、あらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替にて支払います。</p> <p>3. 支払タイプが口座振替型の場合で、モビットが相当と認める事由があるとき、モビットは、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情によりモビットが相当と認めたとき、モビットは、口座振替を再開することができます。</p> <p>4. 支払タイプが口座振替型の場合で、次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、お客様は、支払タイプが A T M 入金型の場合の支払方法および支払場所により支払います。</p> <p>(1)口座振替ができなかったとき。（口座振替依頼の手続きがされていない場合を含みます。） (2)モビットが口座振替を停止したとき。</p> <p>第 14 条（支払金の充当順位）</p> <p>1. 支払金の充当順位は、(1)費用および手数料、(2)未払利息、(3)遅延利息、(4)元本とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様の信用状態の悪化等、モビットが相当と認める事由が生じた場合、モビットは、お客様に通知することなく、モビットが相当と認める順位により支払金を充当することができます。</p> <p>第 17 条（領収書の交付）</p> <p>1. モビットは、モビットが支払を受けたときに領収書を交付します。</p> <p>2. お客様が次のいずれかの方法にて支払った場合、モビットは、お客様があらかじめ指定した送付先に領収書を送付します。</p> <p>(1)あらかじめ定められたモビット名義の金融機関口座に振込にて支払った場合。 (2)モビットにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替にて支払った場合。 (3)モビットと提携している会社の A T M 等であって、その場で領収書を交付できないものにて支払った場合。</p> <p>3. お客様がお客様の都合により、領収書の受取を拒否する場合、お客様は、あらかじめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、</p>	<p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p>

改定前	改定後	改定理由
<p>じめモビットに届出ます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を交付します。</p> <p>4. お客様に送付した領収書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を再交付します。</p> <p>5. お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。この場合には、第8条第6項の規定に準じます。</p> <p>第21条（費用および手数料の負担） モビットは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。 __お支払いのために必要な費用。 __モビットカード（以下「カード」といいます。）の再発行手数料。 __ATM利用手数料。（モビットの定める額。ただし、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内とする。） __その他モビットが定める費用または手数料。</p> <p>第23条（期限の利益の喪失） 1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 __支払停止となったとき。 __強制執行の申立があったとき。 __破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 __お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 __本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 __モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 __相続の開始があったとき。 2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 __届出事項の変更を届出なかった場合、または第30条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 __信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めるとき。</p> <p>第24条（債権の担保差入れ、譲渡） 1. お客様は、モビットが本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。 2. モビットが本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、モビットから債権譲渡の通知を受けるまではモビットを債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。 3. お客様は、モビットが債権の譲受人または譲受けようとする者および担保の設定を受けようとするものに対し、守秘義務を課したうえ、モビットの有するお客様に関する情報を開示することがあることを承認します。</p> <p>第25条（その他の特約事項） 1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。</p>	<p>領収書を交付します。</p> <p>4. お客様に送付した領収書がモビットに返送された場合、モビットは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、モビットは、領収書を再交付します。</p> <p>5. お客様は書面の交付方法を法令等で規定された方法であってモビットが指定するものに変更することができます。この場合には、第8条第6項の規定に準じます。</p> <p>第21条（費用および手数料の負担） モビットは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。 (1)お支払いのために必要な費用。 (2)モビットカード（以下「カード」といいます。）の再発行手数料。 (3)ATM利用手数料。（モビットの定める額。ただし、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内とする。） (4)その他モビットが定める費用または手数料。</p> <p>第23条（期限の利益の喪失） 1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 (1)支払停止となったとき。 (2)強制執行の申立があったとき。 (3)破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 (4)お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 (5)本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 (6)モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 (7)相続の開始があったとき。 2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 (1)届出事項の変更を届出なかった場合、または第30条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 (2)信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めるとき。</p> <p>第24条（債権の担保差入れ、譲渡） 1. お客様は、モビットが本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。 2. モビットが本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、モビットから債権譲渡の通知を受けるまではモビットを債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。 3. お客様は、モビットが債権の譲受人または譲受けようとする者および担保の設定を受けようとする者に対し、守秘義務を課したうえ、モビットの有するお客様に関する情報を開示することがあることを承認します。</p> <p>第25条（その他の特約事項） 1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。 2. お客様は、モビットの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他モビッ</p>	<p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・わかりやすくするために漢字表記に変更</p>

改定前	改定後	改定理由
<p>2. お客様は、モビットの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他モビットの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。</p> <p>3. お客様が希望し、モビットが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづきモビットが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。</p> <p>4. 債権保全等の理由でモビットが必要と認めた場合、お客様は、モビットがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することができることを承認します。</p> <p>5. モビットが第三者と提携している場合、モビットの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、モビットは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。</p>	<p>トの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。</p> <p>3. お客様が希望し、モビットが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづきモビットが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。</p> <p>4. 債権保全等の理由でモビットが必要と認めた場合、お客様は、モビットがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することができることを承認します。</p> <p>5. モビットが第三者と提携している場合、モビットの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、モビットは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。</p> <p>6. お客様は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定める次のいずれかの者である場合、または次のいずれかの者になった場合は、ただちにモビットに届出ます。この場合において、モビットが追加の書類提出を求めたときは、お客様は、これに応じるものとします。</p> <p><u>(1)外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</u></p> <p>a) <u>国家元首。</u></p> <p>b) <u>我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職。</u></p> <p>c) <u>我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職。</u></p> <p>d) <u>我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職。</u></p> <p>e) <u>我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職。</u></p> <p>f) <u>我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職。</u></p> <p>g) <u>中央銀行の役員。</u></p> <p>h) <u>予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員。</u></p> <p><u>(2)前号に定める者の家族（事実婚による配偶者、ならびにその父母および子を含みます。）である者。</u></p> <p><u>(3)犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域（整備の状況から注意を要すると認められる国または地域を含みます。）に居住する者。</u></p>	<p>・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴い、お客様が「外国政府等において重要な地位を占める者等」または「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者」である場合、モビットに届出る必要があるため新設</p>
<p>第 26 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。</p> <p>—お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p>	<p>第 26 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。</p> <p>(1)お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p>	<p>・環境依存文字（等）を変更するため</p>

改定前	改定後	改定理由
<p>e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。  <u>お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。</u>  a) 暴力的な要求行為。  b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。  c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。  d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。  e) その他準ずる行為。</p> <p>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、モビットの通知催告がなくとも、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。  <u>前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。</u>  <u>前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。</u>  <u>前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p>3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、モビットは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、モビットに損害が生じた場合、お客様は、モビットに対しその責任を負います。</p>	<p>e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。  (2)<u>お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。</u>  a) 暴力的な要求行為。  b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。  c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。  d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。  e) その他準ずる行為。</p> <p>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、モビットの通知催告がなくとも、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。  (1)<u>前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。</u>  (2)<u>前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。</u>  (3)<u>前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p>3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、モビットは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、モビットに損害が生じた場合、お客様は、モビットに対しその責任を負います。</p>	<p>・環境依存文字(等)を変更するため</p>

2. 個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）

変更前	変更後	変更理由																																				
<p>第1条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用）</p> <p>1. モビットは、モビットが加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）に入会申込者および会員（以下これらを総称し「会員等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。</p> <p>2. モビットは、会員等にかかる本申込および本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等） 契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等） 返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等） および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、「加盟先機関」に提供します。</p> <p>3. 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。</p> <table border="1" data-bbox="241 587 994 1075"> <thead> <tr> <th>加盟先機関</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> <th>株式会社シー・アイ・シー（CIC）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録する情報（当該情報の登録期間）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（申込日から6ヶ月を超えない期間）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および完済日から5年を超えない期間）</li> <li>取引事実に関する情報（当該事実の発生日から5年を超えない期間。ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。</p> <p>5. 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。</p> <p>6. 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="241 1264 949 1426"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 日本信用情報機構</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0120-441-481</td> </tr> <tr> <td>ホームページアドレス</td> <td>http://www.jicc.co.jp/</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 シー・アイ・シー</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0120-810-414</td> </tr> <tr> <td>ホームページアドレス</td> <td>http://www.cic.co.jp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。</p>	加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（申込日から6ヶ月を超えない期間）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および完済日から5年を超えない期間）</li> <li>取引事実に関する情報（当該事実の発生日から5年を超えない期間。ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul>	名称	株式会社 日本信用情報機構	連絡先	0120-441-481	ホームページアドレス	http://www.jicc.co.jp/	名称	株式会社 シー・アイ・シー	連絡先	0120-810-414	ホームページアドレス	http://www.cic.co.jp/	<p>第1条（個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用）</p> <p>1. モビットは、モビットが加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）に入会申込者および会員（以下これらを総称し「会員等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。</p> <p>2. モビットは、会員等にかかる本申込および本契約にもとづく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等） 契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等） 返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等） および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、「加盟先機関」に提供します。</p> <p>3. 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。</p> <table border="1" data-bbox="1093 587 1845 1024"> <thead> <tr> <th>加盟先機関</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> <th>株式会社シー・アイ・シー（CIC）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録する情報（当該情報の登録期間）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（照会日から6ヶ月以内）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内）</li> <li>取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払を延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。</p> <p>5. 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。</p> <p>6. 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1264 1800 1426"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 日本信用情報機構</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0570-055-955</td> </tr> <tr> <td>ホームページアドレス</td> <td>http://www.jicc.co.jp/</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社 シー・アイ・シー</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>0120-810-414</td> </tr> <tr> <td>ホームページアドレス</td> <td>http://www.cic.co.jp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。</p>	加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（照会日から6ヶ月以内）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内）</li> <li>取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払を延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul>	名称	株式会社 日本信用情報機構	連絡先	0570-055-955	ホームページアドレス	http://www.jicc.co.jp/	名称	株式会社 シー・アイ・シー	連絡先	0120-810-414	ホームページアドレス	http://www.cic.co.jp/	<p>・他の表記と平仄を合わせるため</p> <p>・株式会社日本信用情報機構の同意文言ひな型に変更があったため</p> <p>・株式会社日本信用情報機構の同意文言ひな型に変更があったため</p> <p>・他の表記と平仄を合わせるため</p> <p>・株式会社日本信用情報機構の同意文言のひな型に変更があったため</p>
加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（CIC）																																				
登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（申込日から6ヶ月を超えない期間）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および完済日から5年を超えない期間）</li> <li>取引事実に関する情報（当該事実の発生日から5年を超えない期間。ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul>																																				
名称	株式会社 日本信用情報機構																																					
連絡先	0120-441-481																																					
ホームページアドレス	http://www.jicc.co.jp/																																					
名称	株式会社 シー・アイ・シー																																					
連絡先	0120-810-414																																					
ホームページアドレス	http://www.cic.co.jp/																																					
加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー（CIC）																																				
登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込情報（照会日から6ヶ月以内）</li> <li>本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内）</li> <li>取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約にかかる申込みをした事実（モビットが個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>債務の支払を延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul>																																				
名称	株式会社 日本信用情報機構																																					
連絡先	0570-055-955																																					
ホームページアドレス	http://www.jicc.co.jp/																																					
名称	株式会社 シー・アイ・シー																																					
連絡先	0120-810-414																																					
ホームページアドレス	http://www.cic.co.jp/																																					



変更前	変更後	変更理由
<p>ます。</p> <p>(1)モビットは、保護措置を講じたうえで会員等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。</p> <p>__ホームページにて公表している提携会社。</p> <p>__会員等の親族等。</p> <p>(2)モビットは、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。</p> <p>__申込日、申込商品等の申込事実情報、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地等の本人特定情報。</p> <p>__収入、支出、資産、負債等の与信にかかる情報。</p> <p>__交渉経過等の客観的情報。</p> <p>__本人確認書類に記載された本人確認情報（本籍地に関する情報を含みます。）</p> <p>__貸付日、貸付金額、入金日、残高、延滞等の取引情報。</p> <p>__与信評価情報。</p> <p>(3)モビットから提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「モビット」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が会員等の親族等である場合には、会員等の所在確認のために限ります。</p> <p>第5条（金融商品等およびサービスのご案内）</p> <p>会員等がモビットからのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、モビットからのご案内をしません。</p> <p>__第3条__のご案内を行うとき。</p> <p>__会員等がモビットにアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。</p> <p>第9条（本契約が不成立の場合の個人情報の保有・利用）</p> <p>会員等は、本契約が不成立となった場合であっても、会員等が本契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、モビットが一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。</p> <p>第10条（問い合わせ窓口）</p> <p>第5条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第7条における会員等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問い合わせは、モビットコールセンター（フリーダイヤル0120-03-5000）まで連絡するものとします。</p>	<p>ます。</p> <p>(1)モビットは、保護措置を講じたうえで会員等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。</p> <p>a)ホームページにて公表している提携会社。</p> <p>b)会員等の親族等。</p> <p>(2)モビットは、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。</p> <p>a)申込日、申込商品等の申込事実情報、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地等の本人特定情報。</p> <p>b)収入、支出、資産、負債等の与信にかかる情報。</p> <p>c)交渉経過等の客観的情報。</p> <p>d)本人確認書類に記載された本人確認情報（本籍地に関する情報を含みます。）。</p> <p>e)貸付日、貸付金額、入金日、残高、延滞等の取引情報。</p> <p>f)与信評価情報。</p> <p>(3)モビットから提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「モビット」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が会員等の親族等である場合には、会員等の所在確認のために限ります。</p> <p>第5条（金融商品等およびサービスのご案内）</p> <p>会員等がモビットからのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、モビットからのご案内をしません。</p> <p>(1)第3条(5)のご案内を行うとき。</p> <p>(2)会員等がモビットにアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。</p> <p>第9条（本契約が不成立の場合の個人情報の保有・利用）</p> <p>会員等は、本契約が不成立となった場合であっても、会員等が本契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、モビットが一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。</p> <p>第10条（問い合わせ窓口）</p> <p>第5条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第7条における会員等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問い合わせは、モビットコールセンター（フリーダイヤル0120-03-5000）まで連絡するものとします。</p>	<p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・環境依存文字（等）を変更するため</p> <p>・他の表記と平仄を合わせるため</p> <p>・電話回線キャリアを変更したため</p>

### 3. 変更日

平成28年9月26日（月）